

議案第5号 成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて

【旅費の種目と支給方法】

現 行		改正後		備 考	根拠条文
種目	支給方法	種目	支給方法		
鉄道賃	実費	鉄道賃	実費	急行料金及び座席指定料金について、利用距離に関する支給要件を廃止	改正後第12条
船賃	実費	船賃	実費		改正後第13条
航空賃	実費	航空賃	実費		改正後第14条
車賃	実費・定額	その他の交通費	原則実費	タクシーの賃料等も含む「その他の交通費」として新設	改正後第15条
日当	定額	廃止		昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるため支給するもの。なお、用務地内の交通費は実費を支給	現行第16条
宿泊料	定額	宿泊費	実費	現在も運用で実費を支給しているが、規定上も定額支給方式から実費支給方式(上限付き)に変更	改正後第16条
食卓料	定額	廃止			現行第18条
新設		包括宿泊費	実費	交通費と宿泊費が一体となったホテルパック利用時の種目として新設	改正後第17条
新設		宿泊手当	定額2,400円	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費(夕・朝食代の掛かり増しを含む)に充てる種目として新設。(定額2,400円。宿泊費に夕・朝食代が含まれる場合は、それぞれ1/3ずつ減額。)	改正後第18条

※根拠条文中の「現行」は、改正前の「成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」をいい、根拠条文中の「改正後」は、改正後の同条例をいう。